

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う措置について

1 令和5年5月8日(月)から、当センターにおける感染症対策を次のとおりとします。

- (1)非接触型体温計の利用を希望される方は、事務室窓口申し出てください。
- (2)事務室窓口カウンターの下に消毒薬を用意します。必要に応じて自由にお使いください。
- (3)ロビーの各机に配置していたパーティションを撤去します。
- (4)体育室・集会室等での活動中の換気はご利用の皆さまの判断で行ってください。
- (5)ロビーのサーマルカメラ(非接触型体温測定器)を継続して設置します。
- (6)館内各所でご利用いただいている手指消毒薬を継続して配置します。
- (7)3階男女更衣室内の空気清浄機の設置を継続します。

2 利用料金還付の取扱いを次のとおりとします。

- (1)新型コロナウイルス感染症を理由とした還付については、令和5年5月8日(月)以降利用分は原則として廃止とします。これにより、施設利用をキャンセルされた場合の利用料金の取扱いは通常どおりの還付となります。

※通常どおりの還付

当センター窓口で、施設利用日の前日までに利用取消の手続きを行った場合は利用料金の5割相当額を、施設利用日の前7日までに利用取消の手続きを行った場合は利用料金の全額を還付します。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とした還付として取り扱っていたキャンセルの電話連絡は受け付けられませんのでご注意ください。